

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月 4日

日本赤十字秋田看護大学

学長 原 玲子

1 概 要

物品名 重油売買契約

納入場所 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3
日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学

契約期間 令和6年11月1日～令和7年10月31日

2 競争参加資格

- (1) 秋田市内に本店または支店を有する者であること。
- (2) 教育機関に同種類の物品調達等の販売取引実績を有する者
- (3) 競争入札に参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために他の者と連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり、虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、代理人、支配人、その他の支配人として使用した者

3 入札手続等

(1) 担当部局

所在地 〒010-1406 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3
施設名 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学
担当者 事務局次長 伊藤 淳一
電 話 018-829-3014
FAX 018-829-3030

(2) 入札心得及び入札説明書配付期間及び場所

期 間 令和6年10月 4日(金)～10月15日(火)
9:00～16:00
場 所 (1)に同じ

(3) 一般競争参加の申し出期間

期 間 令和6年10月 4日(金)～10月15日(火)

9:00～16:00

場 所 (1)に同じ

※競争参加資格(2)の取引実績を証明するものの写しを提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日 時 令和6年10月18日(金) 9:30～

場 所 (所在地)秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3

(施設名)日本赤十字秋田看護大学 多目的室(1階)

(5) 入札書提出方法 ①入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告及び札

説明書に示した日時に、所定の場所に提出しなければならないものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③入札執行回数は、3回を限度とする。

④入札者又は代理人は、開札に立ち会わなければならない。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札心得

入札参加者は、入札心得を熟読し、遵守すること。

重油売買契約 仕様書

1. 納入場所

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学

2. 契約期間

令和6年11月1日～令和7年10月31日（1年間）

3. 品名、規格、予定数量

品名：A重油

規格：JIS規格 K2205 1種1号

予定数量：120kl

4. 支払方法

落札業者は、当月分の納入数量を積算した請求金額を翌月10日まで本学へ請求する。支払いについては、原則毎月20日に行うこととする。

5. その他

(1) 入札金額は税抜き1kl単価とする。

(2) 経済情勢の変動その他の事由により、契約単価の変更を要するとき（市況価格に3円以上の変動があった場合）は、協議により変更することができる。

(3) 指定されたタンクへ直接納入すること。また、納入にあたっては関係法令を遵守し、漏油防止対策を十分に行うこと。

なお、納入時間は平日の9:00～16:30までとする。

(4) 重油を納入し請求の際には、試験成績表をあわせて提出すること。

入 札 心 得

学校法人日本赤十字学園

(目的)

第1条 学校法人日本赤十字学園の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、学校法人日本赤十字学園の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、契約行為者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金)

第3条 競争に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

(入札等)

第4条 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、所定の場所に提出しなければならないものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者及び入札代理人は、学校法人日本赤十字学園経理規程施行細則第17条の規定に該当しない者とする。

5 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

6 一度提出した入札書を書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札価格が同価格によるくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約行為者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前号に規定する「著しく不相当であると認められる」に該当する入札を行った者は、契約行為者の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。なお、第3回の入札において、落札者がいない場合は、第3回の入札時に最低額で入札した者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約履行保証等)

第12条 落札者は、請負代金額の100分の10以上の、日本赤十字社が確実と認める金融機関(金融機関の長期債格付の投資適格基準で、「B a a 2」及び「B B B」以上の格付)の債務保証、公共工事履行保証による保証、又は履行保証保険契約の締結による保証を行うこと。ただし、契約履行保証等を免除された場合はこの限りでない。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約行為者等から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約行為者等に提出しなければならない。ただし、契約行為者等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申立)

第 14 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。